

2012年12月4日

受益者および投資者の皆様へ

マニュライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社

「マニュライフ・インカム・バランス・ファンド（毎月分配型）」
信託終了（繰上償還） 予定に関する書面決議結果のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、弊社の投資信託に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、追加型証券投資信託「マニュライフ・インカム・バランス・ファンド（毎月分配型）」（以下「当ファンド」といいます。）につきましては、過日ご案内のとおり、2012年11月19日現在の受益者の皆様を対象に2012年11月19日から2012年12月3日の間、法令の規定に基づき信託の解約（繰上償還）の賛否を求める書面による議決権の行使を受付け、本日（2012年12月4日）書面による決議を行いました。

その結果、繰上償還に関する議案は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、かつ当該受益者の議決権の3分の2以上の賛成を得られましたので、当初の予定どおり2012年12月28日をもって、信託を終了（繰上償還）させていただくこととなりました。

当ファンドをご愛顧いただきましたことを心より御礼申し上げます。

敬具

記

1. 繰上償還に伴うご留意事項

当該ファンドの基準価額は、基本的に償還日まで変動しますが、今後は解約金・償還金の支払いに備えて組入れの投資資産を適宜処分し資金化を図り、安定運用に切り替えてまいります。

なお、償還金は、お取扱いの販売会社を通じてお支払いいたします。

2. 買取請求の取扱いについて

当該ファンドの繰上償還の議決権行使書面において、議案に反対の意思表示をなされた受益者は、自己に帰属する受益権について信託財産をもって買取るべく、2012年12月4日から2012年12月25日までの間、ご購入の取扱い販売会社を通じて受託会社に書面により請求することができます。

なお、この買取請求は任意であり、受益者が買取請求により換金を強制されるものではなく、繰上償還を受けることも可能です。また、2012年12月21日までは通常の一部解約の方法により換金することも可能です。

買取請求に関する手続きの詳細は、弊社より該当する受益者の方に別途直接ご案内申し上げます。

<本件に関するお問い合わせ>

電話番号：03-6267-1901（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

以上